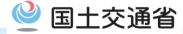
特急車両における新たなバリアフリー対策について



1. 特急車両のバリアフリー対策に関する意見交換会

- 新幹線車両については、障害者団体、新幹線を運行するJR各社等で検討を行い、令和2年8月、「新幹線の新たなバリアフリー対策について」をとりまとめ、令和2年10月に移動等円滑化基準を改正し、令和3年7月以降に導入される新幹線車両については『車椅子用フリースペース(座席定員に応じて3席~6席以上の車椅子スペースで構成)』の設置が義務付けられた。
- 〇「真の共生社会の実現」のためには、車椅子使用者が今まで以上に様々な場所へ、快適な旅を楽しめる環境整備が重要であることから、特急車両 のバリアフリー対策についても、関係者で構成する意見交換会を設置し、検討を行った。
- 注)在来線における車椅子スペースの数については、平成30年3月の移動等円滑化基準の改正により、1列車につき2以上とされた(編成両数が3両以下の列車について1以上)

2. 検討項目

→ (1) バリフリ基準やガイドラインへ反映するもの

車椅子スペースの数・レイアウト、利便性の高い設備の仕様 など

(2)その他

現行の車椅子対応座席等の申し込み方法・案内方法の改善

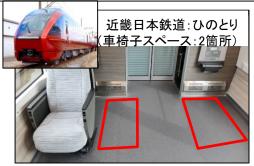
3. メンバー

- 〇障害者団体(DPI日本会議、日本身体障害者団体連合会、全国脊髄損傷者連合会、全国自立生活センター協議会)
- 〇鉄道事業者(特急列車を運行する14事業者(JR北、JR東、JR東海、JR西、JR四国、JR九州、東武、西武、京成、小田急、名鉄、近鉄、南海、西鉄))
- 〇国土交通省(総合政策局、鉄道局(事務局))

4. スケジュール

- 〇令和3年3月18日 第1回意見交換会
 - ・特急車両におけるバリアフリー化の現状
 - ・障害者団体からの要望聴取① 等
- 〇令和3年4月28日 第2回意見交換会
 - 鉄道事業者における取組事例①(JR東日本、近鉄)等
- 〇令和3年5月31日 第3回意見交換会
 - 鉄道事業者における取組事例②(京成、小田急)等
- 〇令和3年7月26日 第4回意見交換会
- ・障害者団体からの要望聴取②(必要な車椅子スペース数)等
- 〇令和3年9月10日 第5回意見交換会
 - ・鉄道事業者からの意見聴取(必要な車椅子スペース数)
 - 車椅子対応座席のWeb予約等
- 〇令和3年10月25日 第6回意見交換会
 - ・車椅子対応トイレ・コンセント位置に関する実証実験について
 - ·車椅子対応座席のWeb予約 等

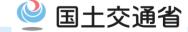
- 〇令和3年11月26日 第7回意見交換会
 - ・本件の対象となる特急車両
- 〇令和3年12月2日 車椅子対応トイレ・コンセント位置等に関する実証実験
- 〇令和3年12月16日 第8回意見交換会
 - ・とりまとめについて
- 〇令和4年1月26日 第9回意見交換会(とりまとめ)
 - ・とりまとめについて





特急車両における車椅子スペース設置例

特急車両における車椅子用フリースペースについて



1編成あたりの 座席定員数 ^{注1}	車椅子 スペース数 ^{注2}	要件	レイアウトのイメージ	備考
1001席以上 ^{注:}	6以上	①窓際席:2以上 ②移乗席:2以上	窓際 750mm 以上 1列 2列 3列 4列	(1)スペース数及び通路幅 (ワゴンの通行等を考慮し 400mm以上)については、 新幹線におけるバリアフ
500席以上	4以上	③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可) ④介助席は移乗席と近接	よよよ大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	リー基準と同様としている。 (2)新幹線との相違点 新幹線においては、 ・介助席は移乗席に「隣接」
500席未満 ^{注4}	3以上	①窓際席:1以上 ②移乗席:1以上 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可) ④介助席は移乗席と近接	2,000mm 以上	して配置することを基本 ・500席未満の窓際席を2以 上 ・手すりは不要 としている。

- 注1)特急列車にあっては、車両の増結・分離など運行形態が多様なことから、基本編成における座席数を基準に車椅子スペース数を設定する。
- 注2)現行の基準においては、1編成につき2カ所以上(3両編成以下の列車では1カ所以上)の車椅子スペースを設けることとされている(平成30年3月改正)
- 注3)1編成あたりの座席定員が最大のものは844席(令和3年12月現在)
- 注4) 2両1編成の列車や1編成あたりの座席数が100席未満の列車については、運転室、トイレ等の共有スペースの面積が、総床面積に占める割合が大きく、配置できる座席数に制約があることに鑑み、車両の構造等に応じて、2カ所とすることができる。この場合、ストレッチャー型の車椅子の使用について配慮するとともに、車椅子使用者等から同一グループで3名以上の申し込みがあった場合には、できるだけ多くの利用が可能となるよう弾力的な対応について配慮する。